

令和2年(2020年)4月7日

保護者 各位

八王子市子ども家庭部児童青少年課

緊急事態宣言発令に伴う学童保育所の規模を縮小しての開所について(通知)

東京都内などにおいて、新型コロナウイルス感染者が急増していることを受け、国より令和2年(2020年)4月7日(火)に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発令する方針が表明されました。

こうした現状を踏まえ八王子市といたしましても、市内における感染拡大防止及び児童の安全確保の観点から、市立小学校の臨時休業に合わせ、5月2日(土)まで規模を縮小して、社会・経済活動を維持するための就労などに従事し、やむなく家庭で保育ができない方のみを対象に、原則、1小学校区に1学童保育所を、午前8時30分から午後6時30分まで開所することと決定いたしました。

つきましては、緊急事態宣言の趣旨を御理解いただき、可能な限り自宅で保育を行っていただくと共に、学童保育所の規模を縮小しての開所に保護者の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、今回の規模を縮小しての開所に伴い、4月1日以降学童保育所を利用されている場合であっても、4月8日(水)から同月30日(木)まで全休する場合は、4月分の保育料を徴収しないことといたします。

4月を全休することについては、現時点で手続等の必要は、ありません。5月7日以降、欠席届を児童青少年課又は学童保育所へ提出してください。

なお、保育料について、4月分保育料を納付済みの方や4月末日に指定口座から引き落としがあった方は、5月分の保育料に振り替えさせていただきます。

【問い合わせ先】

子ども家庭部 児童青少年課

電話:042-620-7246

FAX:042-627-7776